

国立市立小・中学校長 殿

国立市教育委員会教育長
雨宮和人
(公印省略)

「学校生活における児童・生徒のマスクの着用について(お知らせ)」の配布について(依頼)

このことについて、東京都教育委員会を通じて、文部科学省から事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について(令和4年5月24日付)」及び事務連絡「マスクの着用に関するリーフレット(令和4年5月25日付)」の通知がありました。特にこれから夏季を迎えるに当たり、学校生活における児童・生徒のマスクの着用について、改めて留意すべき点が記載されています。

国立市教育委員会ではこの内容について、本日同時に発出した国教指発第104号(令和4年6月6日付)「リバウンド警戒期間終了後の国立市立小・中学校の対応について(通知)」に記載しています。

つきましては、本内容は保護者に周知しご協力いただく必要があることから、保護者向けのお知らせを作成しましたので、下記により配布していただきますようお願いいたします。

記

1 配布資料

「学校生活における児童・生徒のマスクの着用について(お知らせ)」

2 配布日

令和4年6月6日(月)

3 備考

- (1) 児童・生徒に配布する際、改めて学級担任等からマスクの着用についてご指導いただくようお願いいたします。
- (2) お手数ですが、各校で必要部数を印刷していただきますようお願いいたします。

| | |
|------|------------------|
| 〔担当〕 | 国立市教育委員会 |
| | 教育総務課長 石田 進 |
| | 教育指導支援課長 市川 晃司 |
| | 指導担当課長 川畑 淳子 |
| | 電 話 042(576)2111 |

令和4（2022）年6月6日

保護者の皆様

国立市教育委員会教育長
雨宮和人

学校生活における児童・生徒のマスクの着用について（お知らせ）

日頃より、本市の教育行政にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

このことについて、東京都教育委員会を通じて、文部科学省から事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について（令和4年5月24日付）」及び事務連絡「マスクの着用に関するリーフレット（令和4年5月25日付）」の通知がありました。特にこれから夏季を迎えるに当たり、学校生活における児童・生徒のマスクの着用について、改めて留意すべき点が記載されています。

国立市教育委員会では、この内容について、国教指発第104号（令和4年6月6日付）「リバウンド警戒期間終了後の国立市立小・中学校の対応について（通知）」に記載し、各校に通知したところです。

つきましては、学校に通知したマスク着用の内容について下記によりお知らせいたしますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、この内容は、社会情勢により変更することがあります。

記

- 1 学校生活においては、基本的な感染対策の一つとして、引き続きマスクの着用を徹底します。
- 2 学校生活においてはマスクの着用を原則としますが、「人との距離（2m）が確保できる場合」または「人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合」については、マスクを着用する必要がないこととします。特に、以下の場面については、夏季を迎えるに当たり、熱中症対策としてマスクを外すよう積極的に指導します。

ただし、記載する場面において、児童・生徒のマスクの着用を禁止する趣旨でないことから、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童・生徒に対しては、個別に対応します。

【マスクを着用する必要がない場面】

| 場面 | 留意点 |
|-------|--|
| 体育の授業 | 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、マスクの着用の必要はありません。その際、以下の点に留意します。 ・児童・生徒の間隔を十分に確保する。 ・屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける。 ・こまめに換気を行う。 等 |

| | |
|--|---|
| <p>体育の授業以外の屋外で行う教育活動（休み時間の屋外遊びを含む）</p> | <p>(例)・自然観察・写生活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離れて行う運動や移動 ・鬼ごっこなど密にならない外遊び |
| <p>登下校</p> | <p>熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ありません。</p> <p>特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供には、登下校時にはマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行います。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導します。</p> |
| <p>運動部活動</p> | <p>体育の授業に準じて基本的に不要としますが、近距離で組み合ったり接触したりする場合は、各競技団体のガイドラインを踏まえて対応します。特に以下に示すような場面においては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時 ・部活動前後での集団での飲食や移動時 ・大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や控室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式等の出席時、応援時 |

※ 屋内においても、人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合はマスクの着用の必要はありません。

(例)・個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

- 3 「化学物質過敏症等でアレルギー反応が出る」「発達しょうがい等で一時的にマスクを着用することが困難な状況にある」等、個別に配慮が必要な場合は、児童・生徒本人及び保護者等に寄り添い、柔軟に対応します。

※ 学級担任等の教職員は、一時的にマスクの着用が困難な児童・生徒の状況について、全教職員に周知するとともに他の児童・生徒にいていねいに説明をし、差別や偏見によるいじめ等が起こらないようにします。また、一時的にマスクの着用が困難な児童・生徒については、状況が改善するまで工夫して対応します。

- 4 「マスクの着用により顔の表情が読み取りにくく、子供の健全な発育が心配である」と指摘する専門家や不安視する保護者の方が一定数いらっしゃることから、可能な範囲で表情を互いに確認できるような教育活動を工夫します。

| | | |
|------|----------|--------------|
| 〔担当〕 | 国立市教育委員会 | |
| | 教育総務課長 | 石田 進 |
| | 教育指導支援課長 | 市川 晃司 |
| | 指導担当課長 | 川畑 淳子 |
| | 電 話 | 042(576)2111 |